

## 報酬や不動産の賃借料の支払を受ける個人の方は、その支払をする方へマイナンバー（個人番号）を提供する必要があります

### 法定調書へのマイナンバーの記載が必要になりました

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年1月1日以後に支払が確定した報酬や不動産の賃借料等の支払に関する法定調書（※）には、支払を受ける個人の方の氏名や住所のほか、マイナンバー（個人番号）の記載も必要になりました。

（※）法定調書とは、報酬や不動産の賃借料などの一定の金銭等を支払った方が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいいます。

### 支払を受ける個人の方へ

講演等の報酬や、不動産の賃借料などの支払を受ける個人の方は、これらの支払をする方が法定調書を提出する場合には、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

例えば、次に該当する方は、支払いをする方にマイナンバーを提供する必要があります。

- 講演等を行う場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の報酬が5万円を超える方
- 不動産を個人の不動産業者（※）又は法人に賃貸している場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の賃借料が15万円を超える方

（※）不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方を除きます。

また、マイナンバーを提供する場合には、マイナンバーの提供を受ける方が本人確認を行うため、マイナンバーカード等の提示等が必要になります。

### 支払をする方へ

個人の方に対して報酬や不動産の賃借料など一定の支払をする方が、これらの支払に関する法定調書を提出する場合には、法定調書に支払を受ける方のマイナンバーの記載が必要ですので、支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

また、マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

### 本人確認の方法

マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、①正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）と②提供する方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。

- 1 マイナンバーカードをお持ちの方**  
マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が行えます。
- 2 マイナンバーカードをお持ちでない方**  
以下の番号確認書類と身元確認書類が、それぞれ必要となります。

番号確認書類	+	身元確認書類
<b>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</b> ● 通知カード ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）などのうちいずれか1つ		<b>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</b> ● 運転免許証 ● 在留カード ● パスポート ● 身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ <small>※ 写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。（例：国民健康保険の被保険証と国民年金手帳）</small>

### 社会保障・税番号（マイナンバー）制度についての詳細

国税に関する社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）のトップページにある「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」バナーをクリックして、ご覧ください。

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171

## 消費税および地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付

### 消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは

個人事業者の方で、平成28年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません）が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

「平成28年分の確定消費税額」とは、平成28年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告または修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

### 中間申告の方法と納付 ～次の2つの方法のいずれかによることができます～

#### 1 前年実績による中間申告

平成28年分の確定消費税額に応じて、次に算出した中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告」および「納付書」を所轄の十勝池田税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税および地方消費税を納付してください。

平成27年分の確定消費税額（※）	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	平成28年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその63分の17の地方消費税額	平成29年8月31日（木） （振替納税利用の場合の振替日） 平成29年9月27日（水）
400万円超 4,800万円以下	年3回	平成28年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその63分の17の地方消費税額	詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。
4,800万円超	年11回	平成28年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその63分の17の地方消費税額	

（※）「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

#### 2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成28年と著しく異なる場合などは、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません（この場合、中間申告税額が「0」になります）。また、仮決算による中間申告書は、申告期限を過ぎて提出することはできません。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出しない場合でも、「1 前年実績による中間申告」の消費税および地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、これを納付期限までに必ず納付してください。

消費税および地方消費税の中間申告には、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」がご利用いただけます。詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-Tax.nta.go.jp）をご覧ください。

消費税および地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。

### 任意の中間申告制度

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>(※)</sup>から、自主的に中間申告・納付できます。

（※）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以降6か月の期間で年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171